

横浜市総合リハビリテーションセンター 及び福祉機器支援センター

指定管理者 業務の基準

令和8年7月

横浜市健康福祉局障害自立支援課

〈 目次 〉

1 横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センターの設置目的及び運営の基本方針	1
2 基本事項	1
(1) 施設名称	1
(2) 休所日	2
(3) 開所時間	2
(4) 施設概要	2
(5) 法定施設	4
3 施設運営に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準	4
(1) リハセンター	4
ア 障害者支援施設及び就労支援施設関連	
イ 補装具製作施設の運営	
ウ 診療所の運営	
エ 相談業務	
オ 地域サービス業務	
カ 企画開発研究事業	
キ 職能評価開発事業	
ク 児童発達支援センター関連	
ケ その他	
(2) 支援センター	7
(3) (1) 及び (2) の共通事項 (広報・普及啓発等)	7
4 施設の維持管理に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準	7
(1) リハセンター	7
ア 建物保守管理業務	
イ 設備機器保守管理業務	
ウ 修繕業務	
エ 清掃業務	
オ 外構・植栽管理業務	
カ 環境衛生管理業務	
キ 廃棄物処理業務	
ク 受付業務	
ケ 警備業務	
コ 情報システム維持管理業務	
サ 備品等管理業務	

（２）支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ア 建物及び設備機器保守管理業務等	
イ 修繕業務	
ウ 備品等管理業務	
５ その他指定管理者が行わなければならない業務 ・・・・・・・・	10
６ 留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・	10
（１）利用の継続・・・・・・・・	10
（２）施設長等の承認・・・・・・・・	10
（３）業務委託の禁止・・・・・・・・	10
（４）物品の帰属・・・・・・・・	11
（５）改修工事の実施・・・・・・・・	11
（６）行政財産目的外使用の許可・・・・・・・・	11
（７）福祉避難所としての業務・・・・・・・・	11
（８）その他・・・・・・・・	11

○資料（施設の維持管理に関する業務の基準別添資料）

1 横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センターの設置目的及び運営の基本方針

横浜市総合リハビリテーションセンターは、乳幼児から高齢者までの障害のある方及びその疑いのある方に対して、地域の関係機関とも連携しながら、医療をはじめ社会的、心理的及び職業的分野に至るまでの専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことを目的とする施設であり、リハビリテーションサービスに関する横浜市の中核機関です。

よって、横浜市総合リハビリテーションセンターの運営にあたっては、各部門、各職種等が有機的に連携する中で総合性及び専門性を発揮するとともに、横浜市の施策や課題等をふまえながら施設運営や各事業を展開し、リハビリテーションサービスに関する横浜市の中心的役割を担うことが求められます。

また、市内3か所の福祉機器支援センターは、横浜市総合リハビリテーションセンターの業務を身近な地域で行うための拠点です。よって、福祉機器支援センターの運営にあたっては、横浜市総合リハビリテーションセンターの機能の一部を地域において担う施設として事業の展開を図ることが求められます。

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

（設置）

第1条 心身に障害のある者及びその疑いのある者（以下「障害者等」という。）に対し、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行う施設として、横浜市総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）を横浜市港北区に設置する。

2 前項のリハビリテーションを身近な地域で行うための拠点として、福祉機器支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

3 支援センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（事業）

第2条 リハセンター及び支援センター（以下「センター」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 障害者等に対する医学的、心理学的、社会的及び職能的な相談、評価、指導及び訓練
- (2) 障害者等に対する治療（リハセンターに限る。）
- (3) 補装具の製作又は修理
- (4) 関係諸機関との連絡調整
- (5) その他前各号に準ずる事業

2 基本事項

（1）施設名称

ア 横浜市総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）

イ 横浜市中山福祉機器支援センター（以下「支援センター」という。）

ウ 横浜市反町福祉機器支援センター（同）

エ 横浜市泥亀福祉機器支援センター（同）

※アからエの4施設を総称して「センター」という。

(2) 休所日

施設名	休 所 日
リハセンター	日曜日及び土曜日
	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
	1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
支援センター	月曜日※
	国民の祝日に関する法律に規定する休日
	1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

ただし、横浜市長が必要と認める場合は、休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができます。

※休所日については、変更の希望がある場合は申請時に提案を受け付けるものとします。

(3) 開所時間

施設名	開 所 時 間
リハセンター	午前8時45分から午後5時15分まで
支援センター	午前9時から午後5時まで

ただし、横浜市長が必要と認める場合は、開所時間を変更することができます。

(4) 施設概要

ア リハセンター

・ 所在地

横浜市港北区鳥山町 1770 番地

・ 敷地面積

約 13,674 m²

・ 延床面積

19,163 m²

・ 構造

鉄筋コンクリート造 4 階建

なお、リハセンターは鶴見川多目的遊水地内に位置し、地下駐車場（リハセンター分 134 台）は遊水地としての機能を有します。

・ 開所日

昭和 62 年 10 月 1 日

・ 施設内容

児童発達支援センターをはじめとする 8 つの社会福祉施設及び医療法に基づく診療所のほか、相談業務、企画開発研究業務等を実施するための部門等により構成されます。

なお、リハセンターの建物のうち、横浜市障害者更生相談所が使用している部分（1 階部分の一部）については、引き続き横浜市がその用途に使用します。

イ 支援センター

(ア) 横浜市中心山福祉機器支援センター

- ・ 所在地
横浜市緑区中山2丁目1番1号（ハーモニーみどり1階）
- ・ 延床面積
397.00 m²
- ・ 構造
鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建の1階部分の一部
- ・ 開所日
平成10年12月1日
- ・ 施設内容
福祉機器展示コーナー、試用評価コーナー、補装具評価室、相談室、事務室等

(イ) 横浜市反町福祉機器支援センター

- ・ 所在地
横浜市神奈川区反町一丁目8-4（はーと友神奈川2階）
- ・ 延床面積
445.00 m²
- ・ 構造
鉄筋コンクリート造4階建の2階部分の一部
- ・ 開所日
平成11年5月1日
- ・ 施設内容
福祉機器展示コーナー、試用評価コーナー、補装具評価室、相談室、事務室等

(ウ) 横浜市泥亀福祉機器支援センター

- ・ 所在地
横浜市金沢区泥亀一丁目21-5（いきいきセンター金沢1階）
- ・ 延床面積
508.78 m²
- ・ 構造
鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建の1階部分の一部
- ・ 開所日
平成11年5月1日
- ・ 施設内容
福祉機器展示コーナー、試用評価コーナー、補装具評価室、相談室、事務室等

(5) 法定施設

リハセンターに設置している法定施設は、次のとおりです。

施設	定員又は病床数
障害者支援施設	日中36人 夜間30人
就労支援施設	40人
補装具製作施設	—
診療所	19床
高次脳機能障害者支援センター	—
児童発達支援センター	50人
児童発達支援センター（難聴）	24人
児童発達支援事業所	12人
児童発達支援事業所（難聴）	10人

3 施設運営に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準

(1) リハセンター

ア 障害者支援施設及び就労支援施設関連

- ・ 短期間での支援を基本とし、通過型施設として機能することとします。
- ・ 施設利用に関する利用調整会議を開催するものとします。

(ア) 障害者支援施設の運営

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設（定員は夜間 30 人、日中 36 人）の運営。

(イ) 就労支援施設の運営

障害者総合支援法に基づく就労移行支援及びこれに準ずる支援を提供する就労支援施設（定員は訓練等給付費対象者 30 人、就労移行支援に準ずる支援対象者 10 人）の運営。

イ 補装具製作施設の運営

身体障害者福祉法に基づく補装具製作施設の運営。また、補装具クリニックを定期的に実施するとともに、各福祉機器支援センターや横浜市の各地域療育センター等の補装具クリニックに対しても、専門スタッフを派遣し、技術支援を行います。

ウ 診療所の運営

医療法に基づく診療所（入院病床 19 床）の運営。外来診療、入院（親子入院）、手術、医学的検査、臨床心理、理学療法・作業療法・言語聴覚療法等の機能訓練、外来集団療育等を行います。また、障害者更生相談所の依頼に基づく診断・評価を行います。

診療科目は、リハビリテーション科、整形外科、精神科、内科、小児科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科の設置とし、変更する場合は横浜市の承認を得るものとします。

エ 相談業務

リハセンターの利用等に関する電話・来所等による相談業務、総合相談窓口業務を実施。ま

た、リハセンターの利用者について、医療をはじめ社会的、職業的に至るまでの相談に対応します。

また、中学生・高校生世代の発達障害児等が、発達障害に起因する諸問題を解決できるよう、本人及びその家族等からの相談に対し、指導・助言等の支援を行います（学齢後期障害児支援事業）。

オ 地域サービス業務

(ア) 在宅リハビリテーションサービス事業

重度障害児・者の家庭に、医師、理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカー等の専門スタッフを派遣し、障害の状況や生活環境の評価、専門的技術及び情報の提供、リハビリテーション計画の作成等を実施。また、専門的な支援が必要と判断された場合は、専門スタッフを家庭に派遣し、リハビリテーション計画に基づいた身体機能や日常生活動作の訓練、住環境の整備、家族への介護・介助方法に関する支援等のサービスを提供します。

なお、専門スタッフ派遣の依頼を受けたときは、必ず対応するものとします。

(イ) 住環境整備事業

障害者・高齢者の在宅生活を支援するため、建築士、理学療法士等の専門スタッフを派遣し、身体及び介護等の状況に適した住環境整備のための技術支援を実施。また、住環境整備に関する従事職員向けの研修講座を開催します。

(ウ) 高次脳機能障害者支援センター運営事業

高次脳機能障害者に対する支援を強化するため、リハセンター内に設置した高次脳機能障害支援センターにおいて相談・診断・評価・訓練等のサービスを提供するとともに、各区の中途障害者地域活動センターに対する支援や、医療機関との連携を行います。

(エ) 関係機関支援事業

幼稚園、保育所、地域訓練会、学校、障害児者福祉施設及び高齢者施設等の関係機関職員に対して、巡回訪問や研修会開催等による技術支援を実施します。

(オ) 療育相談事業

港北区を対象に、区福祉保健センターと連携し、医師等の専門スタッフを派遣して4か月児療育相談及び1歳6か月児療育相談を原則として毎月各1回実施します。

(カ) 研修等への協力

各区福祉保健センターが実施する健康増進法に基づく機能訓練事業、福祉保健研修交流センター等関係機関が実施する研修事業への講師等の派遣を実施します。

カ 企画開発研究事業

(ア) 企画開発研究

福祉機器、住環境及びリハビリテーション技術に関する研究開発、情報収集・情報提供を実施。また、福祉機器の臨床評価、並びに福祉機器の展示及び試用評価を実施します。

(イ) 研修事業

障害児者福祉施設及び高齢者施設等の関係機関職員等を対象として、福祉機器、住環境及びリハビリテーション技術に関する研修を企画・実施します。

キ 職能評価開発事業

(ア) 職業相談・職能評価

リハセンターの利用者を対象に、職業や就労に関する相談、就労に関する情報提供、職業適性等の評価を実施。また、障害者更生相談所の依頼に基づく職能判定のための評価等を実施します。

(イ) 職能訓練コース

知的障害者及び現行の手帳制度に該当しない障害者を対象として、就労移行支援に準ずる支援として就労等に向けた訓練を実施します。

ク 児童発達支援センター関連

- ・ 児童発達支援センター及び児童発達支援センター(難聴)を合わせた日々の通園児童数は57人を標準とします。
- ・ 通園バス2台を運行するものとします。
- ・ 夏季休業期間は、当面2週間の範囲内で指定管理者が定めるものとします。
- ・ 児童発達支援利用候補児調整会議を開催するものとします。
- ・ 関係機関及び保護者代表等を委員として構成する療育部門運営協議会を年2回以上開催するものとします。
- ・ 療育部門の中核機関として、横浜市療育研究大会、地域療育センター長会等の運営に関する業務を行うものとします。また、横浜市の各地域療育センターの運営協議会等に出席するものとします。

(ア) 児童発達支援センター

児童福祉法に基づく児童発達支援（定員 50 人）の実施等。利用児 3 人につき児童指導員又は保育士 1 人の割合での職員配置を基本とします。

(イ) 児童発達支援センター（難聴）

児童福祉法に基づく児童発達支援（定員 24 人）の実施等。

(ウ) 児童発達支援事業所

児童福祉法に基づく児童発達支援事業所（定員 12 人）の運営。

児童発達支援事業所「びーす新横浜」概要

- ・ 所在地：横浜市港北区新横浜二丁目 12 番 11 号 光正第 3 ビル
- ・ 開設日：平成 23 年 4 月 1 日
- ・ 施設内容：指導訓練室、相談室、事務室等

(エ) 児童発達支援事業所（難聴）

児童福祉法に基づく児童発達支援事業所（定員 10 人）の運営。

児童発達支援事業所「ほっぷ新横浜」概要

- ・ 所在地：横浜市港北区新横浜一丁目 19-2 京浜建物第 5 ビル 2 階
- ・ 開設日：令和 6 年 5 月 1 日
- ・ 施設内容：指導訓練室、相談室、事務室等

(オ) 初期支援（一次支援）

初期支援を行う「ひろば事業」、心理職等の専門職による面接、一次プランの提示等を実施する相談場所の運営。常勤のソーシャルワーカー1人、心理職1人、保育職2人、非常勤の保育職1人の計5人の職員配置を基本とします。

相談場所「ぶらんちスペース」概要

- ・横浜市港北区新横浜二丁目12番11号 光正第3ビル
- ・開設日：令和6年4月1日
- ・施設内容：指導訓練室、相談室、事務室等

ケ その他

- (ア) 施設の利用の承認及び制限に関する業務
- (イ) 施設の利用に係る料金（利用料金）の徴収に関する業務
- (ウ) 利用料金の額の設定に関する業務
- (エ) 利用料金の減免に関する業務
- (オ) 夜間・休日連絡窓口業務
- (カ) 情報データベースシステムの運用に関する業務
- (キ) 関係諸機関との連絡調整

コ 支援センター

- サ 福祉機器、住宅改造、介護に関する相談及び情報提供
- シ 福祉機器の展示及び試用評価
- ス 在宅リハビリテーションサービス事業
- セ 補装具クリニックの定期的開催
- ソ 施設の利用の制限に関する業務
- タ 関係諸機関との連絡調整

(3) (1) 及び (2) の共通事項（広報・普及啓発等）

指定管理者は、利用者、家族、地域、関係機関に対し、広報・普及啓発等の活動を行うこと。必要なPRや情報提供を以下の例を参考に行うこと。

- ア 閲覧者が見やすく理解しやすいホームページの構成、更新等を行うこと
- イ 施設案内リーフレットの作成・配布
- ウ 情報誌等、各事業のチラシ等の作成・配布
- エ 事業報告書・事業概要等、本施設の業務等を紹介する資料の作成・配布
- オ 来館者及び見学者等への応接（施設の案内）等

4 施設の維持管理に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準（別添資料参照）

(1) リハセンター

リハセンターの施設の維持管理に関する業務は、横浜市障害者更生相談所及び社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団法人事務局の使用部分を含む施設全体を対象とします（ただし、備品等管理業務を除きます）。

ア 建物保守管理業務

施設を安全かつ安心して利用することができるよう日常的に点検を行い、ひび割れ、はがれ、かび等が発生しないよう維持に努め、かつ施設的美観を維持します。危険箇所等が発見された場合は応急処置を施します。

イ 設備機器保守管理業務

施設の機能を維持するとともに、利用者が快適に施設を利用することができるよう良質な環境を維持します。

(ア) 運転監視業務

対象設備の状況を日常的に把握し、適切な運転及び維持管理を行うとともに、異常が発見された場合は速やかに適切な処置を行い、被害を最小限に止めます。また、運転状況等について必要なデータ等の記録を行います。

(イ) 定期点検・保守

各設備機器について、法定点検及び初期性能・機能保持のための外観点検及び機能点検等を行います。また、必要に応じて消耗部品の取り替えや清掃等を行います。また、設備機器に異常を発見した場合は応急措置を施し、被害を最小限に止めます。

ウ 修繕業務

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円未満（消費税別）のものについては、年間上限金額を指定管理料の範囲内とし、指定管理者の負担により実施することとします。1件あたり100万円を超える修繕については、指定管理者は横浜市と協議するものとします。詳細は協定で定めます。

エ 清掃業務

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つため、清掃業務を実施します。

オ 外構・植栽管理業務

施設の良い景観を維持するため、敷地内における植栽等の外構の維持管理を行います。

カ 環境衛生管理業務

利用者が快適に施設を利用できるよう良質な環境を提供するため、常に環境衛生の維持に努め、関係法令等に基づき、必要な空気環境測定、鼠・害虫等の防除、水質検査等を行います。

キ 廃棄物処理業務

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

医療廃棄物等については、専門業者への委託等により適切に処理します。

また、公の施設として、本市の環境政策に協力します。必要に応じて、関係機関の査察の受け入れ及びその他関係法令等を遵守します。

ク 受付業務

利用者が支障なくリハセンターを利用することができるよう所定の場所で接客及び案内を行います。また、開所時間中の電話交換業務を行います。

ケ 警備業務

利用者が安心して利用できる環境の確保及び防犯のために、24 時間有人による警備業務を行います。また、夜間及び休日等、開所時間外の電話交換業務を行います。

コ 情報システム維持管理業務

利用者に関する情報データベースシステムの維持管理を行います。

サ 備品等管理業務

施設運営に支障をきたさないよう、備品・消耗品の維持管理を行います。また、必要に応じて備品・消耗品の購入、修繕、廃棄等を行います。また、備品の管理については、横浜市の基準に準じて備品の台帳を作成し、その購入、廃棄等の記録を確実に行います。

(2) 支援センター

ア 建物及び設備機器保守管理業務等

併設施設との覚書等に基づき、建物及び設備機器保守業務、清掃業務等を併設施設と協力して行います。なお、併設施設との経費負担割合は、覚書等において定められています。

イ 修繕業務

建物又は設備機器に修繕の必要が生じた場合は、併設施設と調整の上、速やかに適切な修繕を行います。簡易な修繕の範囲を超える場合は、指定管理者は横浜市と協議するものとします。

なお、支援センターの負担分が 1 件あたり 100 万円未満のものについては、年間上限金額を指定管理料の範囲内とし、指定管理者の負担により実施することとします。1 件あたり 100 万円を超える修繕については、指定管理者は横浜市と協議するものとします。詳細は協定で定めます。

ウ 備品等管理業務

施設運営に支障をきたさないよう、備品・消耗品の維持管理を行います。また、必要に応じて備品・消耗品の購入、修繕、廃棄等を行います。また、備品の管理については、横浜市の基準に準じて備品の台帳を作成し、その購入、廃棄等の記録を確実に行います。

5 その他指定管理者が行わなければならない業務

- (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
- (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- (3) 利用状況調書及び執行状況調書の作成
- (4) 業務に関する自己評価
- (5) 苦情解決制度に関する業務
- (6) 第三者評価に関する業務
- (7) 職員の人事に関する業務
- (8) 経理及び庶務に関する業務
- (9) 災害時応急備蓄物資の整備に関する業務
- (10) 防災、消防訓練に関する業務（震災、風水害、感染症等）
- (11) 鶴見川多目的遊水地に関する業務
- (12) 見学者、実習生及び研修生の受け入れに関する業務
- (13) 診療所に関する届出書類の作成等、管理運営にあたって必要な申請及び届出等に関する業務
- (14) 横浜市等からの照会、調査等に関する回答、報告
- (15) 横浜市へのリハビリテーションに関する助言、提言
- (16) 横浜市が設置する検討委員会への職員の派遣等、本市の施策推進への協力
- (17) 横浜市が公立施設を対象として推進する事業等への協力
- (18) 指定管理者の指定期間終了に伴う引継業務
- (19) その他センターの管理運営に関連する業務

6 留意事項

(1) 利用の継続

指定管理者は、業務の開始にあたっては、すでにセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないことを基本とします。また、利用者に関する情報は、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐことを原則とします。

(2) 施設長等の承認

リハセンターには、児童発達支援センターをはじめとする各法定施設の長のほか、リハセンターを統括する者としてセンター長を置くこととし、センター長及び法定施設の長の任免については、あらかじめ横浜市の承認を受けるものとします。

(3) 業務委託の禁止

指定管理者は、指定管理者が行わなければならない業務を行うにあたっては、その業務を第三者に委託することはできません。ただし、施設の維持管理に関する業務、通園バス運行に関する業務、給食調理に関する業務、情報システムに関する業務、その他横浜市が認める業務であって、センターの管理運営に支障のない業務についてはこの限りではありません。

(4) 物品の帰属

備品については、指定管理期間の当初から存在した備品と指定管理期間中に指定管理者が調達（購入等）を行った備品とを区分して管理します。後者は、原則として指定管理者の所有に属します。

(5) 改修工事の実施

指定管理者は、横浜市の承認を受けた上で、自らの負担で施設の改修工事を行うことができます。ただし、指定管理者の指定期間終了時には、原則として指定管理者の負担で原状回復するものとします。

(6) 行政財産目的外使用の許可

リハセンター1階の食堂部分及び売店部分、4階の社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団法人事務局部分、リハセンター内の自動販売機及び公衆電話、車いす用公衆電話ボックス設置部分、並びに敷地内ガスガバナ―設置部分の使用については、引き続き、横浜市が行政財産目的外使用許可の申請に基づき許可手続を行います。

なお、自動販売機の設置については、指定管理者は横浜市に対して使用料を支払うとともに、自販機業者から当該使用料相当額及び設置に伴う光熱水費相当額の支払いを受けるものとします。

(7) 福祉避難所としての業務

リハセンターは、横浜市防災計画において、あらかじめ災害時における用途を特定せず、柔軟に活用する施設として、補完施設に位置づけられています。よって、災害発生時の状況に応じて協力を求められた場合、横浜市からの要請に応じるものとします。

(8) その他

業務の基準について疑義が生じた場合は、指定管理者と横浜市は協議の上決定するものとします。

別紙 施設の維持管理業務一覧

※ただし、基本協定締結時に内容を最新の情報に更新するものとする。

	No.	件名	頻度	内容
リ ハ セ ン タ ー	1	建物保守管理	適時	建物の日常的点検（ひび割れ、はがれ、かび、危険箇所の発見等）
	2	運転監視	毎日	電気・空調設備等の運転監視、点検、保守、性能検査一式（別表１参照）
	3	消防用設備	年２回	①自動火災報知装置（受信機R型１面、副受信機１面、発信機30個、表示灯30個、電鈴31個、差動型スポット型感知器503個、定温式スポット型感知器64個、煙感知器232個、中継器盤７個、消火栓起動連動装置１台、電源装置一式、予備電源一式、その他付帯設備一式） ②防火・防排煙制御設備（定温式スポット感知器２個、煙感知器23個、防火戸13個、防火シャッター５個、防煙たれ壁５個、排煙口・排煙ダンパー45個、中継器７個、常用電源装置一式、予備電源一式、その他付帯設備一式） ③ガス漏れ火災警報設備（警報監視盤（15回線）一式、ガス漏れ検知器21個、常用電源装置一式、予備電源一式、非常電源装置一式、その他付帯設備一式） ④誘導灯・誘導標識設備（避難口誘導灯47個、通路誘導灯57個、階段通路誘導灯14個、専用電源一式、その他付帯設備一式） ⑤消火器（小型粉末71個、20型12個、50型以下３個） ⑥屋内屋外消火栓設備（加圧送水装置（ポンプ・モーター）１組、加圧送水装置（呼水槽）１個、屋内消火栓ボックス23面、制御盤１面、起動押釦23個、放水テスト式、常用電源装置一式、非常電源一式、その他付帯設備一式） ⑦スプリンクラー設備（加圧送水装置（呼水槽）１個、起動装置１個、制御盤１面、流水検知装置１個、自動解放弁１個、加圧送水装置１組、スプリンクラーヘッド1,411個、表示盤１面、その他付帯設備一式） ⑧ハロゲン化物消火設備（ハロンガス容器10本、容器弁開放器10個、起動用小容器６個、起動用操作函６個、音響装置８個、制御盤１面、表示盤１面、圧カスイッチ６個、不還弁６個、放出表示灯８個、放出口18個、常用電源装置一式、その他付帯設備一式） ⑨避難器具（ライフタワー２個、避難梯子１個） ⑩非常電源設備（充電装置一式、その他付帯設備一式） ⑪泡水噴霧消火設備（泡タンク１本、加圧送水装置一式、起動装置一式、ヘッド723個、操作盤１面、流水検知装置・自動警報弁１個、混合装置１個、常用電源一式、その他付帯設備一式） ⑫水噴霧消火設備（加圧送水装置１台、自動警報弁１台、一斉開放弁１台、ドレンチャーヘッド25個、ポンプ装置盤１面、呼水槽１台、常用電源一式、配線点検一式、その他付帯設備一式） ⑬ダクト消火設備（遠隔操作スイッチ２個、操作函２個、リレーボックス２個、表示灯２個、貯蔵容器２組、熱感知器４個、常用電源一式、配線点検一式、その他付帯設備一式） ⑭非常通報装置（発信装置１台、手動起動用押釦３個、切替スイッチ１個、発報確認ランプ３個、非常用送受話器３台、予備電源一式、配線点検・絶縁測定一式、その他付帯設備一式） ⑮消防用水（採水口２基、呼管投入口２基、開閉弁２台、標識１枚、その他付帯設備一式）
	4	非常放送用設備	年２回	作動・外観・機能点検（6か月点検）、総合点検（12か月点検）
	5	自家用電気工作物	年１回	受電電圧6600V、設備容量1850KVA、発電電圧6600V、発電容量400KVA
	6	中央監視設備	年２回	富士通中央監視システム一式（中央処理装置（ヒューマンインターフェース装置）、分散処理装置（リモートステーション装置）、モニターテレビ（CRT）、グラフィックパネル、重要機器表示装置、メッセージプリンタ、インクジェットプリンタ、CVCF装置）
	7	パッケージ型空調機	年２回	三菱重工(株) DP-108、DP-58T、AS-109DC、FDU-1803H、FDU-1003H、FDT-503H、FDTJ-63HD3、FDTJ-80HD3 各１ 計８台
	8	空調用自動制御装置	年１回	電気式調節器、電子式検出器、電子式調節器、電子式変換器類、補助機器類、指示・記録計器類、ダンパーモーター、パルプモーター、パルプ本体、電磁弁・ホール弁一式
	9	自家発電設備	年２回	400KVA 外観点検（6か月点検）及び総合点検（12か月点検）
	10	構内電話交換設備等	月１回	電話交換機設備、PHS交換機設備、電話機及び配線設備（208台）、PHS接続装置・子機設備（69台）

	No.	件名	頻度	内容
リハセンター	11	エレベーター	月2回	東芝ロープ式エレベーター 乗用1基(1～4階)、寝台用2基(1～4階、地階～4階)、人荷用(給食用1～3階)
	12	電気集塵機	年1回	進和テック㈱10台
	13	自動ドア	年4回	ナブコLS型及びES型自動ドア 正面玄関ほか計16台
	14	シャッター	年1回	東洋シャッター㈱ 地下駐車場入口ほか計16台
	15	アキュドア	年2回	㈱くろがね工作所アキュドアユニット 片開きアキュドア115台、両開きアキュドア13台
	16	医療ガス配管設備	年4回	外観点検年3回、機能点検年1回
	17	生化学自動分析装置	年3回	日立製生化学自動分析装置7070E型、日立製臨床検査システムHILAS-CS型(年1回点検)
	18	自動血球計数装置	年2回	シメックスKX-21
	19	清掃業務	毎日(開所日)	建物内及び敷地内の清掃業務(別表2参照)
	20	外構・植栽管理	適時	敷地内植栽の刈込、剪定、施肥、殺虫剤散布、除草等一式
	21	環境衛生管理	適時	空気環境測定、鼠等の防除(年2回以上、食堂・厨房は年6回以上)、害虫防除、水質検査等一式
	22	廃棄物処理	適時	一般廃棄物、医療廃棄物等の処理一式
	23	受付業務	毎日(開所日)	来訪者への案内及び開館時間内の電話交換業務
	24	警備業務	毎日	センター内外の警備業務及び開館時間以外の電話交換業務
支援センター	25	展示機器保守	適時	(3センター共通)展示機器保守、消毒洗浄、修理等一式
	26	施設管理 (反町福祉機器支援センター)	—	駐車場装置保守点検、自家用電気工作物保安管理、シャッター保守点検、設備総合巡視点検、冷温水発生機保守点検、空調設備保守点検、消防設備保守点検、自家発電設備保守点検、エレベーター保守点検、自動ドア保守点検、清掃等の施設管理業務一式(併設施設との協定書等に基づき実施し、同協定書等に定められた負担割合により経費を負担)
	27	施設管理 (泥亀福祉機器支援センター)	—	エレベーター保守点検、自動ドア保守点検、消防設備保守点検、空調設備保守点検、設備総合巡視点検、電話設備保守点検、冷温水発生機保守点検、自家用電気工作物保守点検、駐車場装置保守点検、清掃等の施設管理業務一式(併設施設との協定書等に基づき実施し、同協定書等に定められた負担割合により経費を負担)
	28	施設管理 (中山福祉機器支援センター)	—	エレベーター保守点検、自動ドア保守点検、消防設備保守点検、空調設備保守点検、設備総合巡視点検、冷温水発生機保守点検、自家用電気工作物保守点検、中央監視装置保守点検、自家発電設備保守点検、清掃等の施設管理業務一式(併設施設との協定書等に基づき実施し、同協定書等に定められた負担割合により経費を負担)

(別表 1) 運転監視業務対象設備等

1 電気設備

設備名称	項目	形状	数量	単位
1 電灯・電力設備	分電盤	800×1,000H程度以上のもの	19	面
	照明制御盤		25	面
	動力制御盤	800×1,000H程度以上のもの	27	面
2 受変電設備	高圧盤類 (閉鎖型、低圧盤を含む)	配電盤 1 面とは800W×2,000H 程度のものとする。	15	面
	高圧・変圧器		8	台
	高圧・交流遮断器		9	台
	高圧・計器用変成器		1	台
	高圧・指示計器、表示操作類		7	面
			1	個
	高圧・進相コンデンサー		4	台
	低圧・指示計器、表示操作類		8	面
			1	個
	低圧・進相コンデンサー		66	台
	受変電設備・定期点検		1	式
3 自家発電設備	自家発電装置		1	組
	配電盤		2	面
	始動用蓄電池装置用整流装置		1	組
	始動用蓄電池装置用蓄電池		1	組
	始動用空気圧縮装置		0	組
	燃料タンク等		1	台
	冷却水タンク		0	台
	ラジエター		1	台
	換気装置		1	組
	排気管		1	組
	バルブ		0	個
	試運転		1	式
4 直流電源装置	整流装置		1	組
	蓄電池		1	組
5 構内配電線路、 通信線路	引込柱		0	本
	ハンドホール		1	個
6 外灯設備	外灯		11	基
7 避雷設備	突針		1	基
	棟上導体		34	m
8 中央監視制御設備	監視制御機器		7	組
	電源装置・・・整流装置		1	組
	電源装置・・・蓄電池		1	組

2 空気調和設備、給排水衛生設備及び昇降機設備

設備名称	項目	形状	数量	単位
1 温熱源機器	ボイラー	ボイラー	1	基
		小型ボイラー及び簡易ボイラー	0	基
	無圧式・真空式温水発生機	加熱能力150,000Kcal/h以上	0	基
		加熱能力150,000Kcal/h未満	0	基
	温風暖房機	熱風炉	0	台
2 冷房熱源機器	吸収式冷温水発生機、 小型吸収式冷温水機ユニット	冷凍能力 100 USRT以上	0	台
		冷凍能力 100 USRT未満	0	台
	パッケージ型・ヒートポンプ ユニット（ガスエンジンを含む）	冷凍能力 3 USRT以上	3	台
		冷凍能力 3 USRT未満	12	台
	氷蓄熱ユニット		0	台
3 空気調和関連設備	空気調和関連機械室		7	室
	オイルタンク		2	基
	オイルサービスタンク		1	基
	熱交換器、貯湯槽、又はヘッダー	第一種圧力容器	5	基
		第二種府圧力容器、小型圧力容器	1	基
	冷却塔		3	基
	ユニット型空調機 (エアハンドリングユニット)	自動巻取フィルター	10	台
		パネル、折込みフィルター	2	台
	空気清浄装置		0	台
	冷暖房用ポンプ		3	台
	送風機、排風機	3相200V	144	台
	全熱交換機	3相201V	3	台
	蓄熱ユニット		0	台
	蓄熱水槽	点検蓋(マンホール)の数量	0	個
	ファンコイルユニット	露出型(床、天井)	253	台
		隠ぺい型	17	台
4 給排水衛生設備	陸上ポンプ		0	台
	水中ポンプ		2	台
	飲料用水槽		2	槽
	雑用・汚水槽		1	槽
	飲料水及び中央式給湯水の外観検査、残留塩素測定		1	式
	雑用水のPH値、残留塩素、臭気、外観の検査		1	式
5 昇降機設備	エレベーター設置場所		2	箇所
	エレベーター		4	基

特別業務委託内容

ビル管理技術者業務及び室内環境測定	○
電気主任技術者業務	○
危険物取扱主任者業務	○

(別表2) 清掃業務仕様

階	室名	面積 (㎡)	床材	日常清掃	定期清掃	備考
1	総合受付	8.79	ビニール床シート	○	○	
1	D S・P S	10.57	アクリル系塗床			
1	相談室①	18.54	ビニール床シート	○	○	
1	相談室②	17.93	〃	○	○	
1	相談室③	18.37	〃	○	○	
1	相談室④	7.74	〃	○	○	
1	相談室⑤	8.28	〃	○	○	
1	予備室	7.83	〃	○	○	
1	カルテ保管庫	22.20	〃	○	○	
1	事務室①	130.23	〃	○	○	
1	便所 A (男、女、車いす)	73.87	合成ゴム系塗床	○	○	
1	A 階段	27.47	ビニール床シート	○	○	
1	更衣室 (男)	16.76	フローリングブロック	○	○	
1	更衣室 (女)	18.45	〃	○	○	
1	評価室	48.81	ビニール床シート	○	○	
1	観察室①	20.75	〃	○	○	
1	作業室①	320.97	エポキシ系塗床	○	○	
1	倉庫⑩	17.64	〃		○	
1	塗装室	10.31	〃		○	
1	調理室、食堂兼集会室	48.08	フローリングブロック	○	○	
1	事務室②	35.25	ビニール床シート	○	○	
1	静養室②、医務室①	17.63	〃	○		
1	相談室⑥	17.63	〃	○		
1	作業室②	50.24	〃	○	○	
1	E P S	2.64	アクリル系塗床			
1	倉庫③	15.72	ビニール床シート		○	
1	D S・P S	20.45	アクリル系塗床			
1	エレベーター①②③	26.93	ゴムタイル	○	○	
1	E P S・P S	5.28	アクリル系塗床			
1	多目的ホール	192.66	ビニール床シート	○	○	
1	倉庫①	12.37	〃		○	
1	P S	5.52	アクリル系塗床			
1	倉庫②	12.92	ビニール床シート		○	
1	便所 B (男、女、車いす)	61.50	合成ゴム系塗床	○	○	
1	P S	3.08	アクリル系塗床			
1	便所 C、脱衣、沐浴	35.25	合成ゴム系塗床	○	○	
1	心理治療室①	22.08	カーペット	○		
1	E P S	2.70	アクリル系塗床			
1	観察室②	10.62	ビニール床シート	○	○	
1	心理治療室②	17.70	フローリング貼	○	○	
1	相談室②、静養室①	17.70	ビニール床シート、畳	○	○	
1	医務室②	17.70	ビニール床シート	○	○	
1	倉庫⑥	17.70	〃		○	
1	D S・P S	18.45	アクリル系塗床			
1	事務室③	69.91	ビニール床シート	○	○	
1	指導室①	38.58	フローリング貼	○	○	
1	指導室②	36.60	〃	○	○	
1	指導室③	34.08	〃	○	○	

階	室名	面積 (㎡)	床材	日常清掃	定期清掃	備考
1	便所 (指導室内)	5.04	合成ゴム系塗床	○	○	
1	指導室④	34.08	フローリング貼	○	○	
1	遊戯室① (感覚訓練室)	96.38	〃	○	○	
1	便所 (遊戯室内)	5.00	合成ゴム系塗床	○	○	
1	訓練室	105.37	フローリング貼	○	○	
1	遊戯室	52.22	〃	○	○	
1	指導室⑤	52.22	〃	○	○	
1	指導室⑥	53.55	〃	○	○	
1	売店	13.13	ビニール床シート		○	
1	倉庫⑪	8.89	〃		○	
1	倉庫⑤	15.72	〃		○	
1	給食用エレベーター	8.76	ステンレス製縞鋼板		○	
1	外来食堂	133.03	ビニール床シート			清掃対象外
1	外来厨房	37.85	エポキシ系塗床		○	
1	調理室	99.39	〃		○	
1	冷蔵庫	6.55	コンクリート			
1	冷凍庫	6.55	〃			
1	食品庫	5.49	エポキシ系塗床		○	
1	倉庫⑨	5.98	〃		○	
1	厨房事務室	9.83	ビニール床シート	○	○	
1	休憩室	19.28	畳		○	
1	調理室内廊下	23.30	ビニール床シート		○	
1	調理室内便所	8.02	磁器質タイル	○	○	
1	D S ・ P S	20.45	アクリル系塗床			
1	守衛室	14.81	ビニール床シート		○	
1	和室	8.61	畳		○	
1	中央監視室、便所、UB	63.44	ビニール床シート		○	
1	リネン庫	16.45	〃	○	○	
1	洗濯消毒室	10.64	フローリング貼	○	○	
1	委託職員控室	24.51	ビニール床シート		○	
1	職員休憩室	21.78	〃	○	○	
1	更衣ロッカー室 (男)	27.64	フローリングブロック	○	○	
1	便所、シャワー、脱衣 (男)	18.62	合成ゴム系塗床	○	○	
1	更衣ロッカー室 (女)	45.46	フローリングブロック	○	○	
1	便所、シャワー、脱衣 (女)	17.73	合成ゴム系塗床	○	○	
1	倉庫⑦	17.47	ビニール床シート		○	
1	P S	2.18	アクリル系塗床			
1	倉庫⑧	12.44	ビニール床シート		○	
1	記録室	14.98	〃	○	○	
1	医務室③	16.37	畳	○	○	
1	相談室⑦	8.29	ビニール床シート	○	○	
1	便所D、シャワー	27.87	合成ゴム系塗床	○	○	
1	B階段	18.91	ビニール床シート	○	○	
1	E P S	3.21	アクリル系塗床			
1	D S ・ P S	7.78	〃			
1	機械室	673.21	〃			
1	風除室①	49.39	火石器質タイル	○	○	
1	風除室②	23.22	〃	○	○	
1	風除室③	14.34	〃	○	○	
1	1階廊下	806.58	ビニール床シート	○	○	

階	室名	面積 (㎡)	床材	日常清掃	定期清掃	備考
	1 階小計 (外来食堂含む)	4,464.49				
2	歯科診療室 (技工、X線、回復)	60.55	ビニール床シート	◎	○	
2	倉庫	5.79	〃		○	
2	滅菌室	6.90	合成ゴム系塗床	◎	○	
2	製剤室	9.90	ビニール床シート	◎	○	
2	薬品庫	20.02	〃	◎	○	
2	調剤室	30.34	〃	◎	○	
2	スタッフ室	16.03	〃	◎	○	
2	医事課事務室	55.77	〃	◎	○	
2	看護師長・嘱託医師控室	7.70	〃	◎	○	
2	医療相談室	9.42	〃	◎	○	
2	機械室	20.31	アクリル系塗床			
2	控室	16.08	ビニール床シート	◎	○	
2	処置・ギプス室	17.70	合成ゴム系テラゾー	◎	○	
2	整形外科診療室	35.40	ビニール床シート	◎	○	
2	リハビリ科診療室	36.28	ビニール床シート、フローリング貼	◎	○	
2	一般・断層撮影室	36.66	ビニール床シート	◎	○	
2	X線TV室	36.82	〃	◎	○	
2	操作・読影室	35.93	〃	◎	○	
2	暗室	10.50	〃	◎	○	
2	操作室、機械室	17.28	〃	◎	○	
2	連続撮影室	11.28	〃	◎	○	
2	技師室	35.14	〃	◎	○	
2	臨床検査室	55.06	〃	◎	○	
2	採尿室	7.20	合成ゴム系塗床	◎	○	
2	生理検査室	66.83	ビニール床シート	◎	○	
2	脳波・筋電図室	30.07	カーペット	○		
2	内科・精神科・皮膚科診療室	15.83	ビニール床シート	◎	○	
2	倉庫②	17.41	〃	◎	○	
2	A階段	27.47	〃	○	○	
2	倉庫①	12.50	〃		○	
2	P S	5.57	アクリル系塗床			
2	便所A (男、女、車いす)	35.40	合成ゴム系塗床	◎	○	
2	暗室	16.90	ビニール床シート	◎	○	
2	眼科診療室	17.70	〃	◎	○	
2	耳鼻咽喉科診療室	17.70	〃	◎	○	
2	聴力検査室、前室	18.60	カーペット	○		
2	処置室	16.35	ビニール床シート	◎	○	
2	外科・脳外科診療室	16.35	〃	◎	○	
2	E P S	2.70	アクリル系塗床			
2	泌尿器科・産婦人科診療室	17.70	ビニール床シート	◎	○	
2	内診室	17.70	〃	◎	○	
2	診療所廊下	299.04	〃	◎	○	
2	D S・P S	18.60	アクリル系塗床			
2	エレベーター①②③	26.77				
2	E P S・P S	6.60	アクリル系塗床			
2	便所B (男、女、車いす)	73.11	合成ゴム系塗床	○	○	
2	P S	3.15	アクリル系塗床			
2	カンファレンス室	51.75	ビニール床シート	◎	○	
2	心理判定室⑤	16.35	カーペット	○		

階	室名	面積 (㎡)	床材	日常清掃	定期清掃	備考
2	E P S	2.70	アクリル系塗床			
2	小児科（処置、ナース、診察室①）	35.40	ビニール床シート	◎	○	
2	小児科診察室②	35.40	ビニール床シート、フローリング貼	◎	○	
2	D S ・ P S	18.60	アクリル系塗床			
2	倉庫③	30.52	ビニール床シート		○	
2	心理判定室①	17.28	フローリング貼	◎	○	
2	観察室④	15.83	カーペット	○		
2	心理判定室②	31.65	〃	○		
2	心理判定室③	15.83	〃	○		
2	心理判定室④	15.83	〃	○		
2	待合・プレイコーナー	29.10	フローリング貼	◎	○	
2	便所（プレイコーナー内）	2.55	合成ゴム系塗床	◎	○	
2	外来療育室	26.62	フローリング貼	◎	○	
2	便所（外来療育室内）	2.89	合成ゴム系塗床	◎	○	
2	指導訓練室	35.38	フローリング貼	◎	○	
2	小児科外来廊下	117.60	ビニール床シート	◎	○	
2	給食用エレベーター	8.86				
2	配膳室	6.08	ビニール床シート	○	○	
2	記録室兼教材倉庫	14.94	〃	○	○	
2	聴力検査室（脳波聴検）	31.62	カーペット	○		
2	聴力検査室②	14.98	〃	○		
2	聴力検査室①	16.37	〃	○		
2	便所D	8.66	合成ゴム系塗床	○	○	
2	B階段	23.73	ビニール床シート	○	○	
2	E P S	3.21	アクリル系塗床			
2	D S ・ P S	7.78	〃			
2	言語検査室	30.72	カーペット	○		
2	相談室②③④、通路	25.93	〃	○		
2	観察室③	9.49	〃	○		
2	医務室	17.71	〃	○		
2	相談室①	17.71	〃	○		
2	訓練室③	16.30	〃	○		
2	観察室②	2.82	〃	○		
2	訓練室②	16.30	〃	○		
2	訓練室①	17.71	〃	○		
2	観察室①	17.71	〃	○		
2	遊戯室	35.42	〃	○		
2	事務室	106.35	ビニール床シート	○	○	
2	D S ・ P S	20.31	アクリル系塗床			
2	休憩室	15.69	畳	○	○	
2	感覚訓練室	35.12	ビニール床シート	○	○	
2	A D L 室②（T D L 室）	33.23	フローリング	○	○	
2	カナタイプ室	14.25	ビニール床シート	○	○	
2	点字訓練室①	14.41	〃	○	○	
2	便所C（男、女、車いす）	40.28	合成ゴム系塗床	○	○	
2	木工室	36.05	フローリングブロック	○	○	
2	作業療法室	48.06	〃	○	○	
2	陶芸室	19.48	合成ゴム系テラゾー	○	○	
2	水治療室、プール、脱衣	97.06	ウレタン塗床	○	○	
2	A D L 室①	49.02	フローリング貼	○	○	

階	室名	面積 (㎡)	床材	日常清掃	定期清掃	備考
2	運動療法室、車いす置場	217.76	〃	○	○	
2	理学療法室	33.60	フローリング貼	○	○	
2	評価室	33.93	〃	○	○	
2	倉庫④	23.33	ビニール床シート		○	
2	倉庫⑤	23.96	〃		○	
2	E P S	3.41	アクリル系塗床			
2	補装具製作室	124.13	エキボシ系塗床	○	○	
2	研削室	18.60	〃	○	○	
2	ギプス室②	17.59	合成ゴム系テラゾー	○	○	
2	ボンベ庫	4.14	コンクリート			
2	2階廊下	543.35	ビニール床シート	○	○	
2	難聴幼児施設廊下	100.80	カーペット	○		
	2階小計	3,893.35				
3	手術室	49.71	合成ゴム系テラゾー			
3	前室②	13.51	ビニール床シート	◎	○	
3	手洗ホール	43.30	〃	◎	○	
3	D S ・ P S ・ E P S	18.60	アクリル系塗床			
3	中央材料室、控室	74.40	ビニール床シート	◎	○	
3	前室①	12.71	〃	◎	○	
3	医師・ナース更衣室	22.16	木造床組	◎	○	
3	浴室	5.76	磁器質タイル	○	○	
3	便所	3.73	合成ゴム系塗床	◎	○	
3	当直室①	15.83	ビニール床シート	◎	○	
3	当直室②	15.83	〃	◎	○	
3	カンファレンス兼相談室	15.83	〃	◎	○	
3	倉庫リネン庫	13.20	〃	◎	○	
3	機械浴室、更衣室	39.15	合成ゴム系テラゾー、ビニール床シート	○	○	
3	4床室①	31.66	ビニール床シート	◎	○	
3	洗濯・洗面室	31.65	〃	◎	○	
3	4床室②	31.65	〃	◎	○	
3	2床室①	15.83	〃	◎	○	
3	2床室②	15.82	〃	◎	○	
3	4床室③	31.66	〃	◎	○	
3	食堂・プレイコーナー	33.10	〃	◎	○	
3	便所、洗面	31.83	合成ゴム系塗床	◎	○	
3	A階段	24.59	ビニール床シート	○	○	
3	脱衣室	15.35	ビニール床シート、フローリング貼	○	○	
3	浴室	19.92	ウレタン塗床	◎	○	
3	P S	5.57	アクリル系塗床			
3	便所A（男、女）	51.94	合成ゴム系塗床	◎	○	
3	処置室、ナースステーション、休憩室	53.10	ビニール床シート	◎	○	
3	便所（処置室内）	2.16	合成ゴム系塗床	◎	○	
3	1床室②	16.35	ビニール床シート	◎	○	
3	E P S	2.70	アクリル系塗床			
3	リネン庫	16.35	ビニール床シート	◎	○	
3	和室①	17.70	畳	◎	○	
3	和室②	17.70	〃	◎	○	
3	D S ・ P S	18.60	アクリル系塗床			
3	エレベーター①②③	26.77				
3	E P S ・ P S	6.60	アクリル系塗床			

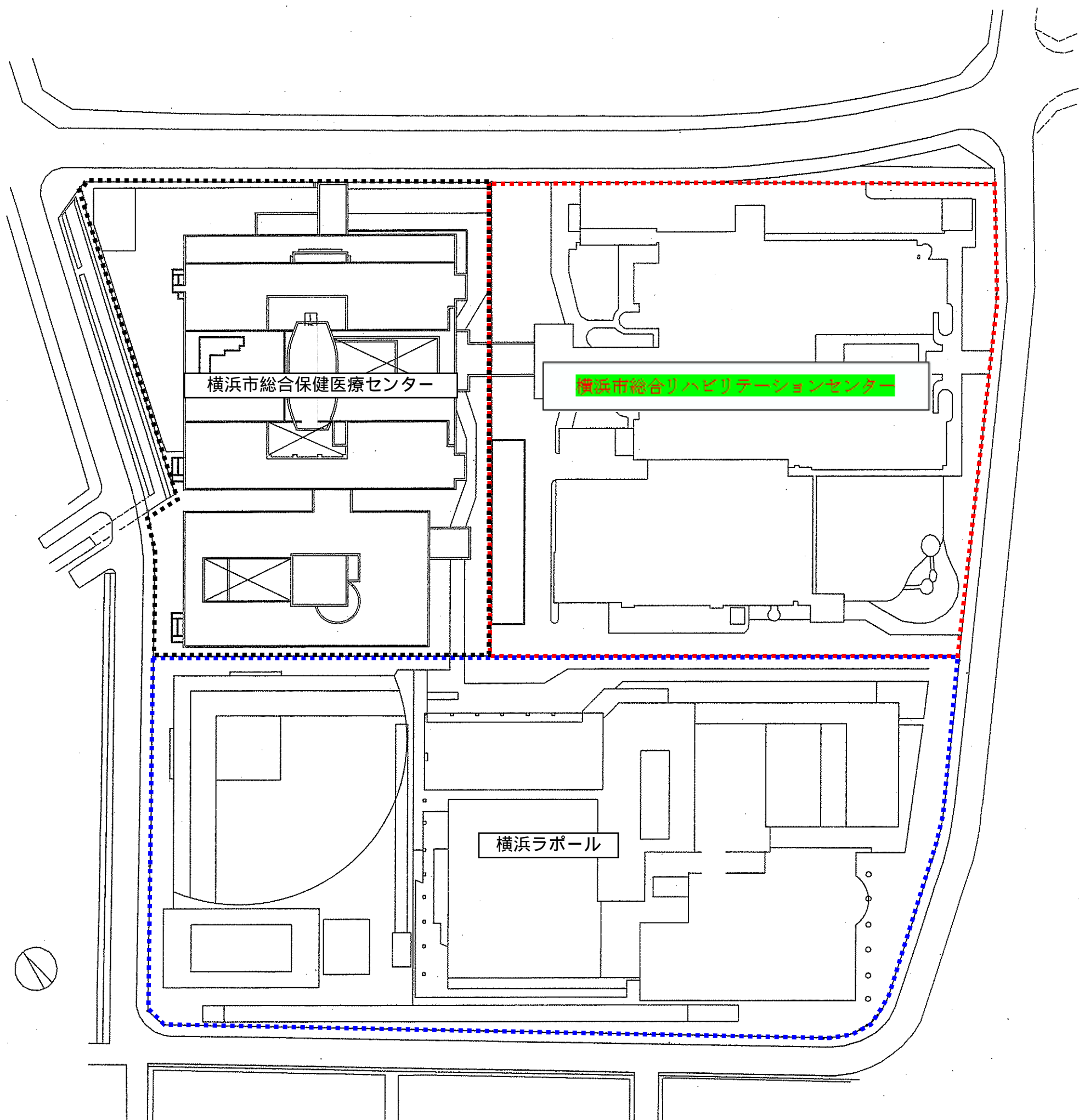
階	室名	面積 (㎡)	床材	日常清掃	定期清掃	備考
3	面会室	24.05	ビニール床シート	◎	○	
3	食堂、キッチン	100.15	ビニール床シート	◎	○	
3	P S	3.66	アクリル系塗床			
3	ストレッチャー置場	1.93	ビニール床シート	◎	○	
3	居室（予備）	17.46	〃	◎	○	
3	理容室	15.83	〃	◎	○	
3	便所（職員用）	3.45	合成ゴム系塗床	◎	○	
3	空調機械室	54.15	アクリル系塗床			
3	娯楽室	31.65	ビニール床シート、畳	◎		
3	集会室（デイルーム）	31.65	ビニール床シート	◎		
3	学習室兼図書室	32.01	〃	◎		
3	更衣室	11.99	〃	◎		
3	当直室③	7.48	〃	◎		
3	事務室	36.30	〃	◎	○	
3	洗濯室	17.54	〃	◎	○	
3	給食用エレベーター	9.28				
3	配膳室	5.63	ビニール床シート	◎	○	
3	車いす便所（2か所）	16.73	合成ゴム系塗床	◎	○	
3	居室①	15.83	ビニール床シート	◎	○	
3	居室②	15.83	〃	◎	○	
3	居室③	31.65	〃	◎	○	
3	居室④	31.65	〃	◎	○	
3	居室⑤	31.65	〃	◎	○	
3	居室⑥	31.65	〃	◎	○	
3	居室⑦	31.65	〃	◎	○	
3	居室⑧	32.01	〃	◎	○	
3	居室⑨	35.40	〃	◎	○	
3	D S・P S	18.60	アクリル系塗床			
3	静養室	17.70	ビニール床シート	◎		
3	洗面室	33.60	〃	◎	○	
3	車いす置場	1.80	〃	◎	○	
3	便所（男、女）	71.82	合成ゴム系塗床	◎	○	
3	E P S	2.70	アクリル系塗床			
3	3階廊下	545.53	ビニール床シート	◎	○	
	3階小計	2,232.33				
4	空調機械室③	55.89	アクリル系塗床			
4	書庫	33.87	ビニール床シート	○	○	
4	図書室	36.88	〃	○	○	
4	A階段	24.59	〃	○	○	
4	倉庫⑤	16.21	〃		○	
4	P S	5.63	アクリル系塗床			
4	暗室、写真室	16.27	ビニール床シート	○	○	
4	研究室①	17.91	〃	○	○	
4	研究室②	35.82	〃	○	○	
4	研究室③	35.82	〃	○	○	
4	製図室（室長室）	16.48	〃	○	○	
4	E P S	2.89	アクリル系塗床			
4	倉庫④	16.48	ビニール床シート		○	
4	空調機械室④	55.89	アクリル系塗床			
4	研究室④	15.75	ビニール床シート	○	○	

階	室名	面積 (㎡)	床材	日常清掃	定期清掃	備考
4	実験室②③、歩行分析室	235.64	〃	○	○	
4	相談室	37.41	カーペット	○		
4	展示室①②③	112.23	ビニール床シート	○	○	
4	エレベーター①②③	26.77				
4	E P S ・ P S	6.12	アクリル系塗床			
4	研修室①	49.02	ビニール床シート	○	○	
4	研修室②	49.02	〃	○	○	
4	倉庫②	8.07	〃		○	
4	倉庫①	8.01	〃		○	
4	空調機械室①	198.24	アクリル系塗床			
4	E L V 機械室	11.22	〃			
4	湯沸室	6.04	ビニール床シート	○	○	
4	会議室	72.72	カーペット	○		
4	便所（男、女、車いす）	53.31	合成ゴム系塗床	○	○	
4	事務室	103.55	ビニール床シート	○	○	
4	応接室	17.78	〃	○	○	
4	参与室	36.05	フリーアクセスフロア	○	○	
4	情報管理室	36.05	〃	○	○	
4	E P S	2.76	アクリル系塗床			
4	電話交換機置場	14.01	ビニール床シート		○	
4	顧問、参与室	17.78	〃	○	○	
4	医療部長室	17.78	〃	○	○	
4	空調機械室②	56.12	アクリル系塗床			
4	理事長、専務理事室	35.10	カーペット	○		
4	役員室	35.10	〃	○		
4	医局	54.02	ビニール床シート	○	○	
4	センター長室	17.55	〃	○	○	
4	4階廊下	272.29	〃	○	○	
	4階小計	1,976.14				
地下	エレベーターホール	40.65	磁器質タイル	○	○	
地下	倉庫（内）（外）	29.13	ビニール床シート		○	
	地階小計	69.78				
	敷地内、中庭、ベランダ、地下駐車場等			○		

日常清掃：○印の箇所について休所日を除き毎日実施。◎印の箇所の廊下・床は殺菌・消毒性のある洗剤及び専用のモップを使用して実施。

定期清掃：床面について適性洗剤による機械を用いた表面洗浄後、ワックス等を塗布。月1回実施。

そ の 他：窓ガラス清掃（年4回）、ブラインド・サッシ・網戸・照明器具清掃（年1回）、絨毯・カーペット清掃（年2回）、

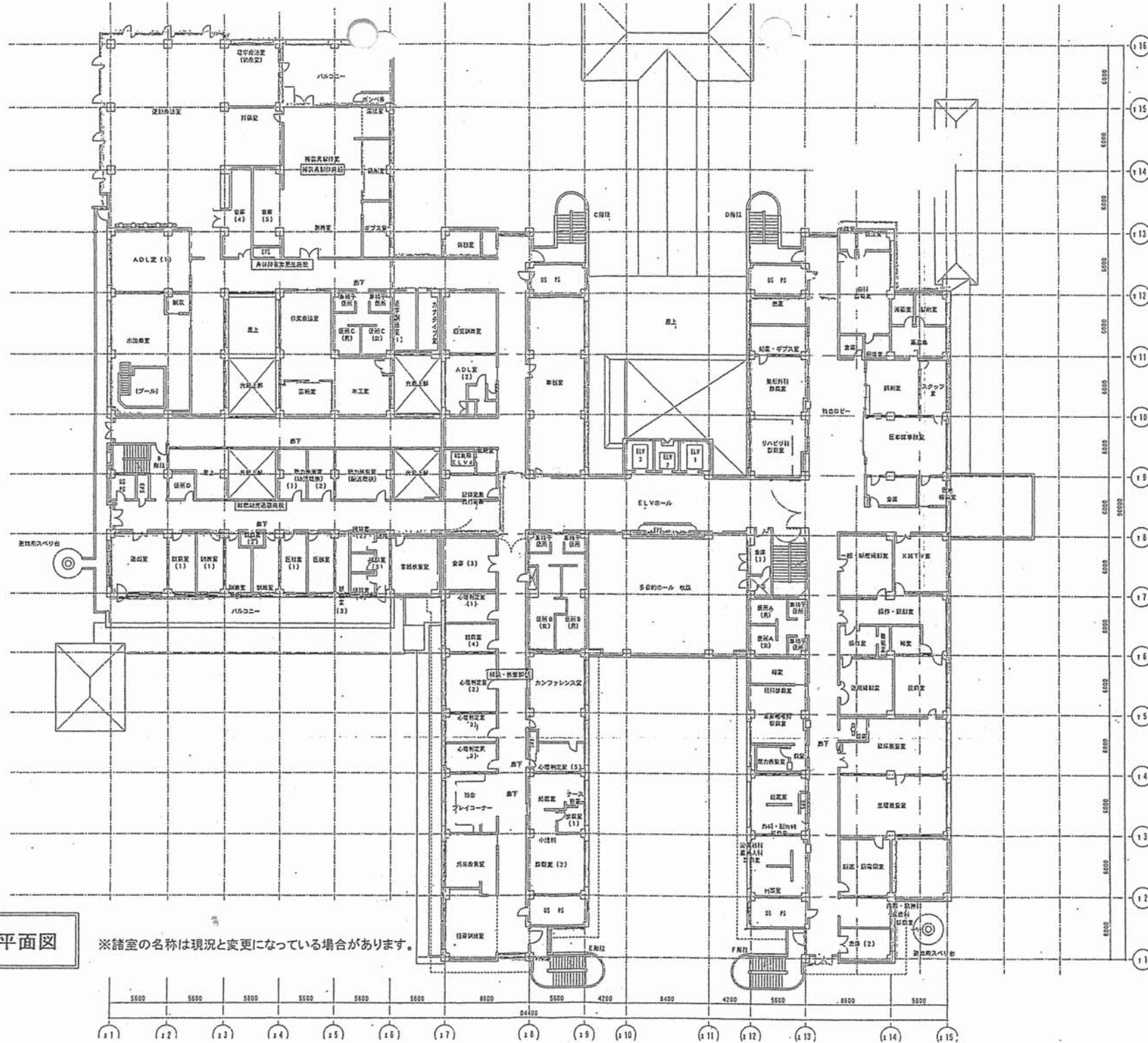


横浜市総合保健医療センター

横浜市総合リハビリテーションセンター

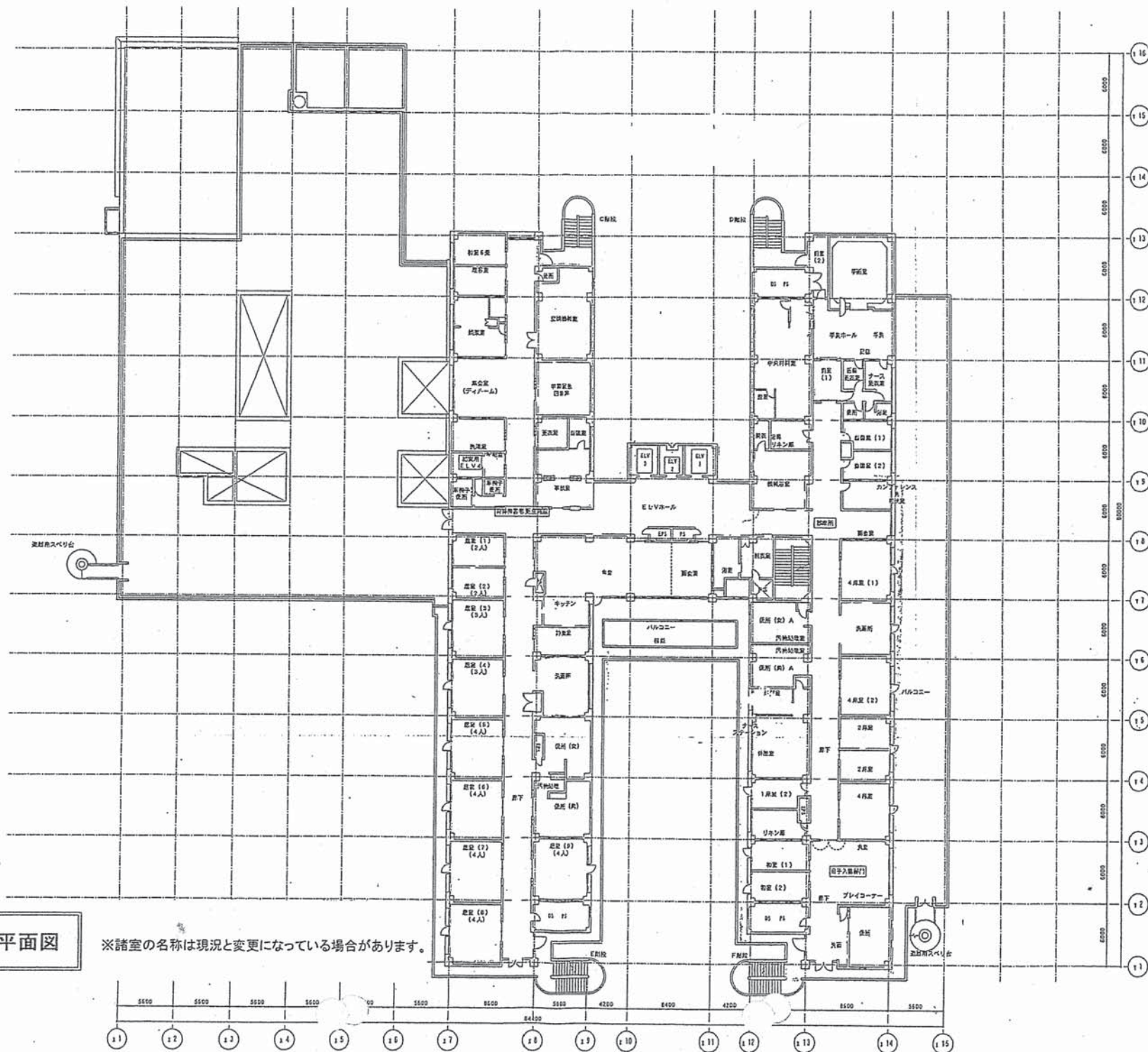
横浜ラポール



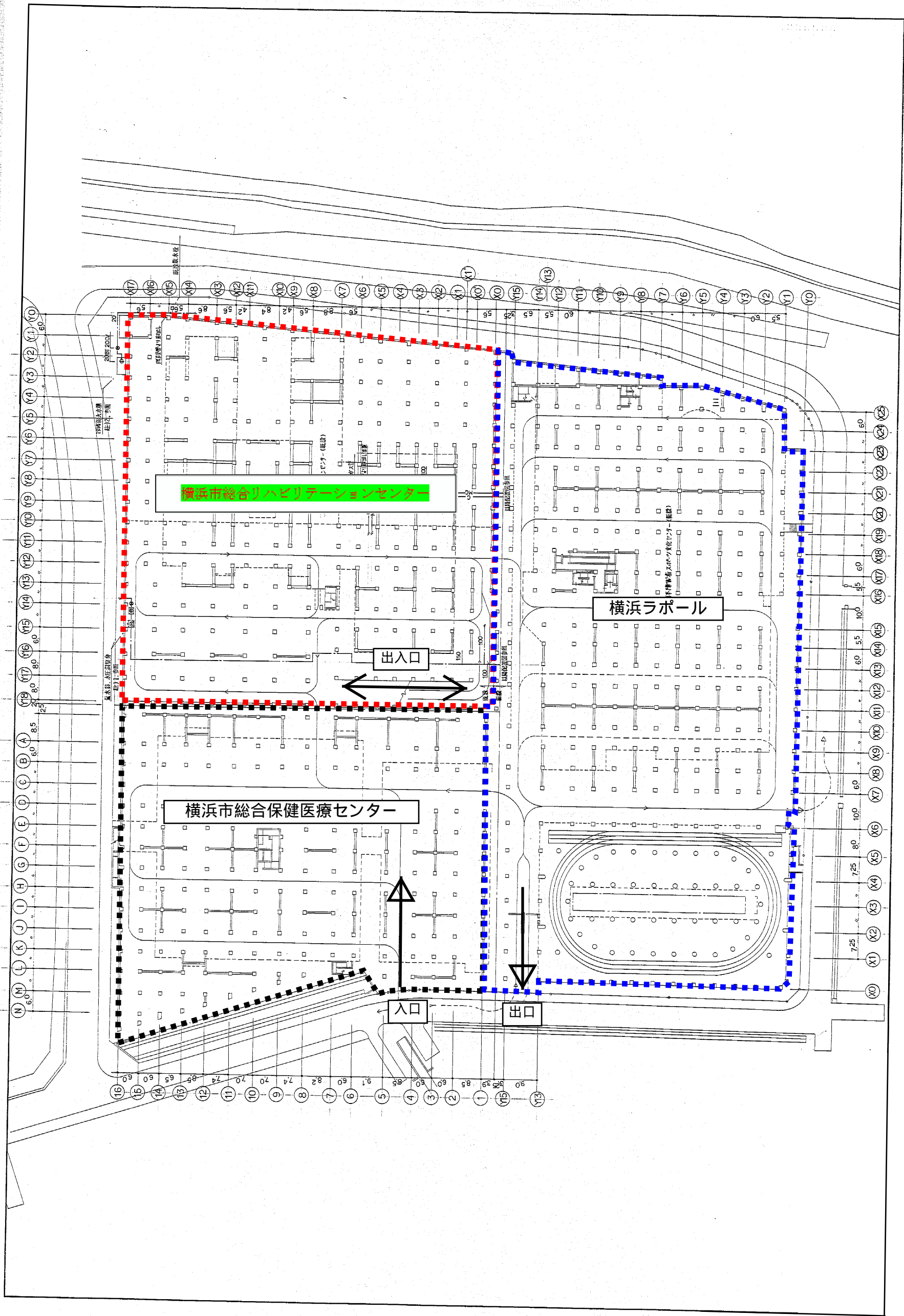


3階平面図

※諸室の名称は現況と変更になっている場合があります。



地下駐車場



総合保健医療センター、横浜ラポールの各施設利用者が入退場時に
上記横浜市総合リハビリテーションセンター破線太枠内を通行する場合は、通行を妨げないこととする。

(担当)

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課

電 話 0 4 5 (6 7 1) 3 8 9 1

FAX 0 4 5 (6 7 1) 3 5 6 6